

○恵那市総合計画策定部会設置規程

平成 21 年 5 月 15 日告示第 76 号

恵那市総合計画策定部会設置規程

恵那市総合計画ワーキングチーム設置規程（平成 17 年恵那市告示第 19 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 この規程は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための指針となる恵那市総合計画素案を市民との協働により創り上げるため、恵那市総合計画策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

（名称等）

第 2 条 策定部会の名称及び所掌事務は、総合計画審議会で定められたものとする。

- 2 策定部会は、恵那市総合計画素案を作り上げるためにそれぞれ必要な事項を所掌する。

（組織）

第 3 条 策定部会は、次の者（以下「委員」という。）によって組織する。

- (1) 恵那市総合計画策定プロジェクトチーム設置規程（平成 17 年 2 月 25 日決裁）第 4 条に定める構成員
 - (2) 恵那市総合計画審議会規則（平成 26 年恵那市規則第 2 号）第 5 条に定める部会の構成員
- 2 委員の任期は、恵那市総合計画の策定が終了するまでとする。

（部会長等）

第 4 条 策定部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。
- 3 部会長は、策定部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 策定部会の会議は、それぞれ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

（関係者の出席）

第 6 条 部会長は、必要と認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き又は説

明を受けることができる。

(諸務)

第7条 策定部会の庶務は、まちづくり推進部総合政策課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日条例第66号)

この告示は、平成26年6月26日から施行する。